

飯田文化会館・飯田人形劇場の利用制限について

令和4年8月8日改定

感染警戒 レベル	対 応
6 まん延防止等重点措置 または 緊急事態宣言	原則休館（※1）
6 医療非常事態宣言 ～ 4	下記の感染予防対策を徹底のうえ 定員の半分の利用に限り使用可
3～1	下記の感染予防対策を徹底のうえ使用可 ただし、大声ありは定員の半分の利用に限り使用可（※2）

感染状況により、閉館とする場合もあります。

（※1）まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が発出されても、感染予防対策を徹底のうえ、以下については使用可能とする。

- 地域協議会やまちづくり委員会などの地域自治活動
- すでに利用予約をしており、開催の中止や延期が不可能な場合
- 制限期間中に実施する必要があると飯田市が認めるもの

（※2）大声の定義を、国の方針（令和4年5月23日付事務連絡）に沿い、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さない催しは「大声あり」に該当することとする。（舞台上除く）

常に対策

【感染予防対策】

■マスクの正しい着用 ■大声を出さない

■室内の換気 ■3密を避ける ■手洗い・手指消毒

■飲食の制限（マスク会食や黙食など。飲食のみの使用不可。給茶器の貸出し、給湯室の使用は中止。）

■利用者の把握 ■利用者の体調管理（入場時の検温など） ■咳エチケット

[レベル4以上では] ■参集人員の縮小 ■短時間での開催